

西条市環境基本条例概要

目的（第 1 条）・基本理念（第 3 条）

行政の責務
（第 4 条）

事業者の責務
（第 5 条）

市民の責務
（第 6 条）

滞在者の責務
（第 7 条）

基本方針（第 8 条）

- ・ 空気・水・土を守る
- ・ 動植物などの自然環境を守る
- ・ 快適な生活環境を守る
- ・ 循環型社会をつくる

用語の定義（第 2 条）

環境基本計画（第 9 条）

環境審議会（第 24 条）

環境の保全及び創造のための施策

① 施策実施の際の基本的な考え方

規制等の措置（第 11 条）、経済的措置（第 12 条）、施設の整備（第 13 条）、
水環境の保全（第 14 条）、資源の循環的な利用等（第 15 条）、
地球環境の保全（第 22 条）

② 情報収集・情報公開

環境白書（第 10 条）、情報提供（第 19 条）、環境調査の実施（第 20 条）

③ 環境に対する啓発

環境教育及び環境学習（第 16 条）、市民活動の推進（第 18 条）

④ 各主体との協働

意見の反映（第 17 条）、事業者との協定（第 21 条）、
国、地方公共団体との協力（第 23 条）